

会員医療機関で退蔵されている 水銀血圧計等の回収処理の実施について

【実施月 令和7年1月～2月（予定）】

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、平成28年度に会員医療機関において退蔵している水銀血圧計等の回収処理事業を実施いたしました。本年8月に残余について再調査を行いました。

その結果、未だ多くの退蔵を確認いたしましたので、今般の回収処理費の価格高騰を鑑みて、皆様の負担軽減となるよう郡市医師会の協力を得て、県下全域での回収処理事業を実施することを決定いたしました。

つきましては、改めて郡市医師会から水銀血圧計等の回収処理にかかる実施案内をさせていただきますが、調査の際にご提示いただいた申告数量に限らず、また未回答等であった場合でも、上乘せし回収処理しますので、ご不明な点等は、高知県医師会（088-824-8366）までご連絡くださいますようお願いいたします。

これまで、水銀血圧計等の水銀使用製品は、量も多くまとめて処理され、有価物として輸出されていましたが、2021年1月以降の製造や輸出入の原則禁止により、水銀の需要量が減少することで、処理コストの維持も厳しい状況となっています。

医療機関が退蔵している、又は使用中の水銀血圧計等は、液体の金属水銀を含有しており、その取扱いは厳重で、廃棄する段階において、環境上適正な方法で水銀廃棄物を管理（回収処理）することが求められ、個々の医療機関が産業廃棄物処理業者に水銀血圧計等の処理を委託すると、少量でも高額な収集運搬・処分の費用が求められます。

以上の背景を踏まえ、高知県医師会では、郡市医師会と連携し、使用・保管されている水銀血圧計等を含め、水銀使用製品の国内での需要量が減少している中、将来に退蔵された状態では、個々において、高額な回収処理費が想定されるため、本年度医師会事業として、短期間で集中的に回収・処分を実施し、会員医療機関の負担軽減の一助となるよう努めることとしました。

一般社団法人高知県医師会
会長 野 並 誠 二